

薬生食輸発1006第1号
平成29年10月6日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮青とうがらし及びミニトマトの検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成29年9月14日付け薬生食輸発0914第3号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、対日輸出生鮮青とうがらし及びミニトマトについて残留農薬に係る管理が適切になされているとして、下記のとおり輸出者をID登録した旨の連絡があったことから、同通知の別表16について別紙1、別表18について別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

<青とうがらし>
NONGBU CORPORATION

<ミニトマト>
DONGBU FARM CO., LTD.
NH TRADING CO., LTD